して、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

1　型式証明

2　型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの

ロ　補助動力装置のために設計された航空機用ガスタービンエンジンであって、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

二　［略］

三　ガスタービンエンジンの組立品又はその部分品であって、第二十五条第三項第二号イからホまで、ト若しくはヌ若しくは同項第三号から第五号までのいずれかに該当する技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項第一号に該当する技術を用いたもののうち、次のいずれかに該当する航空機用のガスタービンエンジンに使用するように設計したもの

イ・ロ　［略］

四～九　［略］

十　打上げ用の飛しょう体若しくはその推進装置又は宇宙空間用の飛しょう体の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

2　民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであって、当該エンジンを搭載する航空機に対して、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

一　型式証明

二　型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの

（二）　補助動力装置のために設計された航空機用ガスタービンエンジンであって、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

ロ　マッハ数が一を超える速度における巡航時間が三〇分を超えるように設計した航空機に使用するように設計したもの

二　［略］

三　ガスタービンエンジンの組立品又はその部分品であって、第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもののうち、次のいずれかに該当する航空機用のガスタービンエンジンに使用するように設計したもの

イ・ロ　［略］

四～九　［略］

十　打上げ用の飛しょう体若しくはその推進装置又は宇宙空間用の飛しょう体の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　打上げ用の飛しょう体の部分品（ノーズコーン以外のものにあっては、重量が一〇キログラムを超えるものに限る。）であって、次のいずれかを用いたもの

（一）～（三）　［略］

ロ～ニ　［略］

十の二・十一　［略］

十二　実時間で制御する装置、計測器（センサーを含む。）又は自動的にデータを収集し、解析する装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　［略］

ロ　第二十五条第三項第三号又は第四号に該当する技術（プログラムを除く。）を用いたもの

十三～二十　［略］

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　［略］

九　繋索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　無人式の潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　［略］

（三）　光ファイバーを用いていない光伝送の方式によって一、〇〇〇メートルを超える距離でデータ又は指令を送受することができるもの

十・十一　［略］

イ　打上げ用の飛しょう体の部分品（ノーズコーン以外のものにあっては、重量が一〇キログラムを超えるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

（一）～（三）　［略］

ロ～ニ　［略］

十の二・十一　［略］

十二　実時間で制御する装置、計測器（センサーを含む。）又は自動的にデータを収集し、解析する装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　［略］

ロ　第二十五条第三項第三号又は第四号に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）を用いたもの

十三～二十　［略］

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　［略］

九　繋索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　無人式の潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　［略］

（三）　光伝送の方式によって一、〇〇〇メートル以上の距離でデータ又は指令を送受することができるもの

十・十一　［略］